

目次

はじめに	III トルコ
I ブルガリア	1 トルコの現状
1 ブルガリアの現状	2 トルコの EU 加盟をめぐる動き
2 ブルガリアの EU 加盟をめぐる動き	3 トルコの EU 加盟に対する反対理由
3 EU 加盟のための諸条件	4 トルコの EU 加盟に対する賛成理由
II ルーマニア	5 トルコ加盟に対する欧州各国の態度
1 ルーマニアの現状	IV その他の加盟候補国及び潜在的加盟候補国
2 ルーマニアの EU 加盟をめぐる動き	おわりに
3 EU 加盟のための諸条件	

はじめに

EU（欧州連合）は、3つの共同体、すなわち、1951年4月18日にパリ条約により創設された ECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）、1957年3月25日にローマ条約により創設された EEC（欧州経済共同体）及び EAEC（欧州原子力共同体）を合体したものを基盤とする。1967年7月1日のブリュッセル条約発効により、以後3共同体は EC（欧州共同体）と総称された。1992年2月7日に EU 条約（マーストリヒト条約）が調印されたことにより、以後 EU と呼ばれている。当初からの構成国は、ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク及びオランダの6カ国であった。以下のごとく、創設以来幾度か拡大を経験してきている。

1973年1月1日、デンマーク、アイルランド及びイギリスが加盟

1981年1月1日、ギリシャが加盟

1986年1月1日、スペイン及びポルトガルが加盟

1995年1月1日、オーストリア、フィンランド及びスウェーデンが加盟

2004年5月1日、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロバキア及びスロベニアの10カ国が加盟

2007年1月1日、ブルガリア及びルーマニアが加盟

EU は、2005年10月3日にルクセンブルクにてクロアチア及びトルコとの加盟交渉開始を決定した。また、マケドニア及びアルバニアは、2005年12月に加盟候補国に決定された。ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、セルビア、コソボ（自治州）は、潜在的加盟候補国である。（各国の政治的・経済的プロフィールについては、末尾の別表1及び別表2参照）

EU 条約第49条によれば、いかなる欧州の国も、自由、民主主義、人権及び基本的自由の尊重、

加盟国共通の法の支配の原則を尊重するならば、加盟を申請をすることができる。しかし、当該国が、1993年6月のコペンハーゲン欧州理事会で決定された加盟基準（コペンハーゲン・クライテリア、1995年のマドリード欧州理事会で強化）をすべて満たす場合にのみ加盟が認められる。これらの基準とは、政治的基準（民主主義、法の支配、人権及び少数民族の尊重と保護を保障する安定した諸制度を有すること）、経済的基準（市場経済が機能しておりEU域内での競争力と市場力に対応するだけの能力を有すること）、EU法の総体アキ・コミュノテール（Acquis communautaire）の受容（政治的目標並びに経済通貨同盟を含む、加盟国としての義務を負う能力を有すること）である。国内法に置き換えられたEU法が適正な行政・司法機構により効果的に施行されていくよう、行政改革を通じて統合に必要な条件を整えることが要求されている。⁽¹⁾

新規加盟候補国の地位を希望する国は、コペンハーゲン・クライテリアをもとに国内の改革を進める。より具体的な改革目標を設定するため、加盟を希望する国が加盟候補国の地位を獲得すると、EUと加盟候補国の間で「加盟パートナーシップ（Accession Partnership）文書」が締結される。これには、加盟実現に必要な改革が項目ごとに、短期目標と長期目標を記載され、加盟候補国はこれに基づき改革を進める。一方、欧州委員会は1年に1度「進捗状況報告書」を作成し、加盟候補国の改革の状況を明らかにする。加盟候補国はその報告書を元に更なる改革を進め、EU側がコペンハーゲン政治クライテリアを満たしたと判断すると、加盟交渉が開始される。⁽²⁾

以下において、2007年1月に加盟が実現したブルガリア及びルーマニアの加盟をめぐる経緯、加盟候補国のトルコ等の加盟に向けての進捗状況をその国の概況とともに述べる。

I ブルガリア

1 ブルガリアの現状

ブルガリアの人口は、797万人（2005年）である。国民1人当たりGDP（国内総生産）は7500ユーロ（購買力基準）で、2005年EU平均の32.1%である。経済成長率は、2003年4.5%、2004年5.7%、2005年5.5%となっている。失業率は2005年10.1%である。経常収支の赤字は、国内需要の急増による輸入の増大に起因し、2005年にはGDPの11.3%に達している。（別表1参照）

また、生産年齢人口に占める就業率は、54.2%（2004年）と低水準である（EU15カ国の就業率72.2%、新規加盟国の就業率66.5%、リスボン戦略の目標値70%）。農業部門における雇用の比率は9.7%（2004年）である。GDPに占める民間部門の比率は75%（2004年）となっている。闇経済が巨大であり（推定でGDPの25~40%）、このことが、労働コストを低水準に保つ要因となっている。⁽³⁾

ブルガリアでは、1997年7月に通貨発行額を強制的に外貨保有高と同水準にするカレンシー・ボード制を導入している。また、1999年7月には1000レバを新1レバとするデノミを行っている。このカレンシー・ボード制の実施により、短期的にはハイパー・インフレーションを沈静化させ、その後の経済成長を回復路線に乗せたとみられている。⁽⁴⁾

(1) 毛利悟「トルコ EU加盟交渉開始時期決定—文明の架け橋となるか」『TRI アングル』No.285, 2005.2, p.14.; 藤川鉄馬「トルコの欧州連合（EU）加盟はどう展開するか（上）」『New finance』Vol.35, No.9, 2005.9, pp.54-55.

(2) 平井由貴子「トルコのEU加盟に向けた民主化改革：クルド問題を中心に」『筑波法政』No.39, 2005.9, pp.248-249.

(3) 田中信世「EU加盟予定国、ブルガリアとルーマニアの抱える経済構造課題」『季刊国際貿易と投資』No.62, Winter 2005, pp.38-40.

2 ブルガリアの EU 加盟をめぐる動き

ブルガリアの EU 加盟をめぐる動きは、表 1 のとおりである。

表 1 ブルガリアの対 EU 関係年表

1990.5	EEC との間で貿易及び協力に関する協定署名 (EEC はブルガリアに最恵国待遇を付与)、PHARE プログラム (東欧を対象とした市場経済と民主主義への移行のための EU の支援プログラム) による支援開始
1993.3	EU との法的枠組みとなる欧州協定 (European Agreement) 並びに貿易及び関連事項に関する暫定協定署名 (欧州協定は 1995 年 2 月 1 日発効、自由貿易地域形成。暫定協定は貿易及び協力に関する協定に代わり 1993 年 12 月 31 日発効)
1995.5	ブルガリアー EU 合同委員会第 1 回会合をブリュッセルにて開催
1995.12.14	マドリード欧州理事会に EU 加盟申請
1997.7	Agenda2000 では、加盟交渉開始基準を満たしていると判断されず
1999.12	ヘルシンキ欧州理事会 ブルガリア、ラトビア、リトアニア、スロバキア、ルーマニア、マルタとの加盟交渉開始決定
2000.2	加盟交渉開始
2001.12	ラーケン (ベルギー) 欧州理事会 加盟に向けての努力の継続を奨励
2002.12	コペンハーゲン欧州理事会で 2007 年加盟目標を確認、加盟に向けての努力の継続を奨励
2004.3	NATO (北大西洋条約機構) 加盟
2004.6.15	全 31 分野に関する加盟交渉仮終了
2004.12.17	ブリュッセル欧州理事会 ブルガリアとの加盟交渉終了確認
2005.4.13	欧州議会加盟条約承認 (賛成 534 票、反対 88 票、棄権 69 票)
2005.4.25	ルクセンブルクにて加盟条約署名、加盟予定国となる
2005.5.11	ブルガリア 加盟条約批准
2006.9.26	欧州委員会は、ブルガリアとルーマニアの 2007 年 1 月 1 日 EU 加盟を認めるように求める勧告を欧州議会に提出
2007.1.1	EU 加盟

(出典) European Commission > Enlargement > Bulgaria > Key Events

< http://ec.europa.eu/enlargement/bulgaria/key_events_en.htm > 及び脚注に引用の文献等をもとに作成

3 EU 加盟のための諸条件

加盟条約においては、いくつかの加盟のために具備すべき条件が定められている。主要なものは、以下のとおりである。①人の移動の自由に関しては、現加盟国は 5 年間の労働者の流入に関する措置をとり、7 年間のセーフガードを設けることができる。②サービスの移動の自由に関しては、2009 年末まで投資家への補償水準を引き下げることができる。③資本の移動の自由に関しては、将来の加盟国に居住している EEA (欧州経済地域) 市民を除き、第 2 の住居を 5 年間取得することができない。また、自営農民を除き、農地・林野地を 7 年間取得することができない。④課税に関しては、中小企業の VAT (付加価値税) 免税基準を約 2 万 5000 ユーロに置く。国際旅客輸送に対する VAT を免除する。果実生産者による個人消費のための醸造に特別酒税を設ける。2009 年 12 月 31 日までタバコ物品税を引き下げる。⁽⁵⁾

加盟にあたって、拡大 EU 委員会は、農業・サービス部門での自由化規定、環境、会社法等の法制度改革などを一層進捗させるように要求書を提示している。また、世界銀行・IMF (国際通貨基金) グループも法制度改革、汚職対策の他に、教育・福祉・運輸・水施設のインフラ

(4) 今井正幸「ブルガリア国の経済回復と EU 加盟への展望－民営化と外国直接投資の役割－」『日本福祉大学経済論集』No.32, 2006.2, pp.33-34.

(5) 吉井昌彦「ブルガリアの EU 加盟交渉」『国民経済雑誌』Vol.193, No.6, 2006.6, p.66.

への投資の増大、労働市場の自由化などをより一層進捗させるように要求している。⁽⁶⁾

欧州委員会は、2006年9月26日にブルガリアとルーマニアの2007年1月1日EU加盟を認めるように求める勧告を欧州議会に提出した。欧州委員会の勧告書は、ブルガリアとルーマニアが「EUの規範や規定を実施する能力」を示したことを認め、加盟の承認を求めている。しかし、①汚職との闘い、②地方に対する支援の管理、③食品の安全性確保の3分野での努力が不十分だとして、特に感染症対策のため豚肉の禁輸を続けると指摘している。また、改善が見られない場合には、補助金削減など一部政策の実施中止を含む「制裁」を行う可能性があるとしている。⁽⁷⁾

これに対し、ブルガリアでは、汚職に関しては、2001年10月に国家汚職防止戦略を採択し、2002年2月に汚職防止のための行動計画が採択されている。しかし、議員の免責特権などに阻まれて摘発が進まないうえ、起訴までに時間がかかりすぎることや⁽⁸⁾、税関の腐敗、国境通過時に関税を軽減するため係官に渡される賄賂や関係書類の偽造、司法官などの任官での知人や肉親の優遇等が指摘されている⁽⁹⁾。世界各国の腐敗度を監視する中立機関、トランスペアレンシー・インターナショナル（本部ベルリン）による2006年世界のCPI（腐敗認識度指数）では、ブルガリアは163カ国中57位と発表されている（ドイツ16位、日本17位、フランス18位、アメリカ20位）⁽¹⁰⁾。

また、犯罪に関しては、白昼の見せしめの殺人が多く、92年以降だけで起訴されていない計画的な請負殺人事件が170件以上あると見られている⁽¹¹⁾。不法移民の多さ、人身売買、麻薬取引、暗殺、路上での殺人・傷害事件の多発など、あらゆる犯罪の対策の不十分さが指摘されている⁽¹²⁾。

環境に関しては、1991年にIAEA（国際原子力機関）はブルガリアの原子力発電所について安全でないと判断し、2つについて閉鎖を勧告している。また、EBRD（欧州復興開発銀行）は、ブルガリア南部にある石炭火力による発電所の二酸化硫黄の発生量は最悪であり、酸性雨を発生させると生態系への深刻な影響があると注意を喚起している。⁽¹³⁾

加盟にあたってその他改善すべき点として、①裁判制度の機能改善、②少数民族保護、児童福祉、③食品安全性の確保（畜産業がBSE（牛海綿状脳症）発生を完全に予防できる水準に達していない点等）、④EU構造基金を活用するための体制整備などが指摘されている。⁽¹⁴⁾

ブルガリアのEU加盟は、幾つかの領域で進展が必要とされていたが、2007年1月1日に実現した。

(6) 今井 前掲注(4), p.40.

(7) 山口昌子「EU、来年27カ国に ブルガリア ルーマニア 欧州委が加盟を勧告」『産経新聞』2006.9.27.

(8) 岸善樹「ブルガリア ルーマニア EU 来年加盟に黄信号 犯罪・汚職対策に批判」『朝日新聞』2006.5.11.

(9) 福原直樹「ブルガリアとルーマニア EUの壁 加盟是非判断延期 犯罪対策が課題」『毎日新聞』2006.5.18.

(10) Transparency International Corruption Perception Index 2006

< <http://www.ti-j.org/corrupt/06/CPI2006TableSourcesEnglish281006.pdf> >

(11) 岸 前掲注(8).

(12) 福原 前掲注(9).

(13) 福田直子「ブルガリアはEUの一員になれるのかー腐敗、後進性など加盟への障害山積」『世界週報』Vol.87, No.28, 2006.7.25, p.37.

(14) 田中 前掲注(3), p.51.

II ルーマニア

1 ルーマニアの現状

ルーマニアの人口は、2170万人（2004年7月推計）である。国民1人当たり GDP は、7000ユーロ（購買力基準）であり、2004年 EU 平均の31.4%である。経済成長率は、2006年第2四半期7.8%となっている。失業率は2006年7月5.1%である。経常収支の赤字は2006年第2四半期には GDP の9.8%となっている。（別表1参照）

また、生産年齢人口に占めるルーマニアの就業率は、57.9%（2004年）と低水準である。農業部門における雇用の比率は高く31.6%（2004年）である。GDP に占める民間部門の比率は70%（2004年）である。また、ブルガリア同様、闇経済が巨大であり、このことが労働コストを低水準に保つ要因となっている。⁽¹⁵⁾

2 ルーマニアの EU 加盟をめぐる動き

ルーマニアの EU 加盟をめぐる動きは、表2のとおりである。

表2 ルーマニアの対 EU 関係年表

1993.2.8	欧州協定署名
1995.2	欧州協定発効
1995.6.22	EU 加盟申請
1997.7	ルーマニアの EU 加盟申請に関する欧州委員会意見
1999.10	加盟交渉開始を欧州委員会が条件付勧告
1999.12.6	ヘルシンキ欧州理事会で加盟交渉開始決定
2000.2.15	加盟交渉正式開始
2001.12	ラーケン（ベルギー）欧州理事会で加盟に向けての努力の継続を奨励
2002.12	コペンハーゲン欧州理事会で2007年加盟目標を確認、加盟に向けての努力の継続を奨励
2004.3	NATO 加盟
2004.12.14	加盟交渉終了
2005.4.13	欧州議会加盟条約承認
2005.4.25	ルクセンブルクにて加盟条約署名、加盟予定国となる
2005.7	拡大 EU 委員会は、農業・サービス部門での自由化規定、環境、会社法等の法制度改革などを一層進捗させるよう要求書を提示 ¹⁶⁾
2006.9.26	欧州委員会は、ブルガリアとルーマニアの2007年1月1日 EU 加盟を認めるように求める勧告を欧州議会に提出
2007.1.1	EU 加盟

（出典）European Commission > Enlargement > Romania > Key Events

< http://ec.europa.eu/enlargement/romania/key_events_en.htm >及び脚注に引用の文献等をもとに作成

3 EU 加盟のための諸条件

ルーマニアは、EU に加盟するに当たっては、とりわけ組織犯罪対策や汚職防止等が求められた。2002年には資金洗浄防止法（2005年改正）が制定され、2004年12月には組織犯罪対策戦略が作成されている。2005年9月には組織犯罪対策行動計画が採択されるとともに汚職対策総局が活動を開始している。⁽¹⁷⁾ しかし、トランスペアレンシー・インターナショナルによる

(15) 同上, pp.47, 38.

(16) 今井 前掲注(4), p.40.

(17) 同上, p.15.

2006年世界のCPIでは評価は芳しくなく、ルーマニアは163カ国中84位に位置づけられている⁽¹⁸⁾。

この他に改善を要する点として、①関税制度の確実な実行、②食品安全性の確保、③EU構造基金を活用するための体制整備、④環境保護等が指摘されている⁽¹⁹⁾。

欧州委員会は、2006年9月26日にルーマニアのEU加盟を認める勧告を欧州議会に提出し、幾つかの領域で進展が必要とされたが、2007年1月1日に加盟が実現した。EU域内にあって、ルーマニアは、労働コストが極めて安く、労働集約型の企業にとっては進出先として魅力的な国とされている。

III トルコ

1 トルコの現状

トルコの人口は、7070万人(2005年)と欧州ではドイツに次いで多い。国民1人当たりGDPは、6390USドル(4952ユーロ:購買力基準)であり、EU平均の27%である。経済成長率は、2000年7.4%、2001年-7.5%、2002年7.9%、2003年5.8%、2004年8.0%となっている。失業率は2004年10%である。経常収支は4.7%の赤字になっている(別表1参照)。

また、52%の労働者(農業を除く民間部門の37%の労働者)が社会保険に未加入であり、税や社会保障の負担を免れている。農業部門では、雇用吸収力も大きい、未加入の労働者の割合も高い。⁽²⁰⁾

2 トルコのEU加盟をめぐる動き

トルコのEU加盟をめぐる動きは、表3のとおりである。

トルコのEU加盟をめぐる近年の動きについて、補足すると、以下のとおりである。

2001年から2004年にかけて、憲法改正が2回行なわれ、EU基準適応法改正パッケージが9回制定され、新民法及び新刑法が施行されている。具体的には、戦時・準戦時を除く死刑の廃止、拷問の廃止、思想上の罪の廃止、クルド語による教育・放送の解禁、国家安全保障会議での文民優位の確立、人権侵害の処罰、キプロス統一に向けた国連の努力の支持等を内容として

(18) Transparency International Corruption Perception Index 2006, op.cit.(10).

(19) 田中 前掲注(3), p.51.

(20) 夏目美詠子「トルコ EU加盟に向けて地下経済縮小が課題」『ジェトロセンサー』Vol.55, No.653, 2005.4, p.70.

(21) 藤川 前掲注(1), pp.54-55.

(22) 藤原豊司「トルコは欧州の一部になるのかーEU加盟交渉控え、内外で激論ー」『海外事情』Vol.53, No.2, 2005.2, p.60.

(23) 平井 前掲注(2), p.249.

(24) 夏目 前掲注(20), p.12.

(25) 間寧「トルコのEU加盟交渉開始」『現代の中東』No.40, 2006.1, p.11.

(26) 藤原 前掲注(22), p.59.

(27) 平井 前掲注(2), pp.250-251.

(28) 間 前掲注(25), p.12.

(29) 福原直樹「トルコ、EU加盟交渉 来月3日開始予定 不信抱え前途多難 キプロス承認で依然、対立 反対、双方とも増加傾向」『毎日新聞』2005.9.29.; 岸善樹「トルコ加盟 根強い警戒感 交渉直前EU混乱 オーストリア「準加盟」を主張 協議の難航は必至」『朝日新聞』2005.10.2.

(30) 岸 同上

表3 トルコの対EU関係年表

1952.2	NATO加盟
1959.9	トルコ、EEC準加盟申請
1959.11.9	EEC閣僚理事会がトルコの準加盟申請を受理
1963.9.12	トルコのEEC準加盟協定(アンカラ協定)署名(第28条「環境と条件が整った時点でトルコのEEC加盟を検討する」) ⁽²¹⁾
1964.12.1	アンカラ協定発効 ①タバコ、レーズンなどトルコ産農産物に対するEU側の関税譲許、②経済政策調整を通じ、関税同盟締結を目指す、③トルコのEU完全加盟一の3段階の経済的収斂を目指す。加盟の時期は明記されず。 ⁽²²⁾
1970.11.13	関税同盟計画を定めたアンカラ協定追加議定書署名、22年後の関税同盟設立を合意
1982.1.22	トルコの1980年9月12日の軍事クーデターを理由に、ECが対トルコ関係凍結を決定
1986.9.16	トルコ・EC合同委員会の開催により、トルコ・EC関係再開
1987.4.14	トルコがECへの正式加盟申請
1989.12.18	トルコの加盟申請に対し、ECが1992年のEC共同市場成立以前に新加盟国を受け入れられないこと、トルコの政治経済社会的発展が必要であるとの見解を表明
1993.6	コペンハーゲン欧州理事会は中東欧諸国をEUに受け入れるための手続として3つのコペンハーゲン・クライテリアを設定
1995.3.6	トルコ・EU合同委員会が関税同盟締結を決定
1995.12.13	欧州議会が関税同盟を承認
1996.1.1	関税同盟発効、工業製品と農産加工品を対象
1997.12.12-13	トルコはEU加盟の資格を持ち、他の国に適用したのと同じクライテリアにより判断されることをルクセンブルク欧州理事会が確認
1998.6	カーディフ欧州理事会にて、主催国イギリスがEUとトルコとの関係修復に努力、ギリシャの反発、加盟候補国の地位与えられず ⁽²³⁾
1999.8	トルコ北西部大地震
1999.12.11-12	ヘルシンキ欧州理事会「トルコは、特に政治的基準において未達成の部分があるが、おおむねコペンハーゲン・クライテリアを満たしている」と判断し、加盟候補国と認定、民主主義、法の支配、人権及びマイノリティへの配慮と保護を保障する制度の確立を要求 ⁽²⁴⁾
2001.3.8	欧州理事会が、EU・トルコ加盟パートナーシップ文書を締結
2001.5	加盟パートナーシップ文書に記載の改革を達成するためナショナル・プログラム決定 ⁽²⁵⁾
2001.9	トルコ政府、EU加盟のためのコペンハーゲン政治クライテリアに適合するように憲法改正
2001.10	第6次憲法改正(全34条、個人の自由・権利の制限緩和)
2002	トルコは人権、司法制度などでEU加盟基準を満たしておらず、加盟を時期尚早と欧州委員会が判断
2002.8	トルコ国会がコペンハーゲン政治クライテリアに適合するように、死刑廃止を盛り込む改革法案可決
2002.11	総選挙実施、穏健派イスラム政党のAKP(公正発展党)が550議席中363議席を獲得、ギュル副党首首班の下に政権発足 ⁽²⁶⁾
2002.12.12-13	コペンハーゲン欧州理事会が、トルコの加盟交渉開始の可否とその時期を2004年12月の欧州理事会で提示することを決議
2003.3	エルドアン AKP 党首 補欠選挙で当選、首相に就任
2003.5	AKPによる新政権とEUとの間に新規に加盟パートナーシップ文書を締結
2003.7	加盟パートナーシップ文書の改定を受け、新ナショナル・プログラム発表
2003.8	EU適応法第7次パッケージ成立(軍の政治的影響力低減)
2004.5	第9次憲法改正(全10条、死刑の廃止に係わる変更、出版の権利の保障(表現の自由)、人権に関する国際法の国内法への優位、国家治安裁判所の廃止、会計検査院による国軍監査可能、高等教育評議会への参謀本部からの代表削除) ⁽²⁷⁾
2004.9	トルコ国会が拷問禁止を定める刑法改正案可決
2004.10.7	欧州委員会がトルコの加盟に向けての進展に関する勧告
2004.12.16-17	ブリュッセル欧州理事会が、トルコの加盟交渉開始時期を2005年10月3日と決定 ⁽²⁸⁾
2005.1.1	旧100万リラを新1リラとするデノミを実施
2005.5	EUとの交渉責任者にアリ・ババカン国務相を任命
2005.7	EU新規加盟10ヵ国とモノの自由な移動や、相互間の関税撤廃を定めた関税同盟締結
2005.9.21	EUは、トルコに対し、加盟実現までにキプロス承認と、キプロスの船舶、航空機の入国を早急に許可するよう求める宣言採択 ⁽²⁹⁾
2005.9.28	加盟の前提として、オスマントルコ時代末期の約90年前に起きたアルメニア人虐殺をトルコが認めるように求める決議を採択 ⁽³⁰⁾
2005.10.3	ルクセンブルクにてトルコ加盟交渉開始決定
2005.12	トルコに対する改訂加盟パートナーシップ文書を理事会採択

(出典) European Commission > Enlargement > Turkey > Key Events

< http://ec.europa.eu/enlargement/turkey/key_events_en.htm >及び脚注に引用の文献等をもとに作成

いる。⁽³¹⁾

一方、オーストリアは、トルコとの交渉を正式加盟ではなく「特権的パートナーシップ」にとどめるべきだと強硬に主張している。特権的パートナーシップでは、安全保障や関税同盟の分野では統合が促進されるが、労働力や農産物の移動は制限され、EUの各種補助金は支給されず、正式加盟よりも権利を制限される。⁽³²⁾

2005年10月3日には、ルクセンブルクでトルコ加盟交渉の開始が決定された。加盟は、食品安全、人権、法の支配、言論の自由、人の移動、内務司法、競争法など35分野で約8万ページに及ぶEU法を典拠として、国内法を改正して初めて実現する。交渉は分野ごとの妥結方式をとり、その都度、EU25カ国に拒否権が認められる。しかも、交渉期間中にトルコ当局による深刻な人権侵害事件があれば、欧州委員会又は3分の1の加盟国の提案により、EUは交渉を中断できる。また、EUは、トルコからの労働力の流入阻止や農業補助金の低配分などの移行措置を導入するとしている。加盟は、2007年～2013年のEU中期財政計画の事情から最短でも2014年以降とされている。⁽³³⁾

2006年11月8日に発表されたEU加盟に向けての進捗状況の見直しにおいては、トルコに関しては、継続して政治改革を行なっているものの、過去1年間においては改革のペースが減速していると結論づけている。特に表現の自由の問題について、大幅な努力を行なう必要があるとし、また、非イスラム教徒、女性、労働組合の権利及び文民統制に関してもさらなる改革が必要であるとしている。⁽³⁴⁾

3 トルコのEU加盟に対する反対理由

トルコのEU加盟については、反対も強い。その理由の要点をとりまとめると、以下のようになる。

- ① EUはキリスト教文化圏であるのに対し、トルコはイスラム文化圏であるという宗教的、文化的違いに根ざす反対。
- ② オスマン・トルコ帝国に征服された歴史的恐怖感によるトルコ脅威の感覚。
- ③ トルコ加盟による欧州諸国の連合というEUの性格の変化に対する危惧。
- ④ トルコが加盟すると、大量の移民が西欧に流れてきて、雇用市場を圧迫するという恐れ。
ドイツは1960年代にトルコ人を労働者として受け入れ、現在も176万人が定住しており、在独外国人の26%を占めている。ドイツ人には、トルコ人との共存やトルコのEU加盟に不安が強い。⁽³⁵⁾
- ⑤ 現在、EU予算の40%強が域内農業を支えるためのCAP（共通農業政策）に振り向けられている。CAPに次いで大きい支出項目が、低所得地域の開発支援を目的とする構造基金である。トルコが加盟すると、CAPと構造基金の両面において、EUは重い財政負担を背負うこと

(31) 夏目美詠子「欧州へと歩み出すトルコ」『世界週報』Vol.83, No.3, 2005.1.25, pp.12-13.; 毛利 前掲注(1), p.14.; 藤川 前掲注(1), p.58.

(32) 澤江史子「トルコのEU加盟プロセスと民主化」『海外事情』Vol.53, No.12, 2005.12, p.95.

(33) 夏目美詠子「トルコが始める「冷めた」EU加盟交渉」『Anatolia news』No.114, 2005.8, pp.14-15.; 鶴原徹也「EUトルコ加盟交渉開始へ オーストリアが譲歩」『読売新聞』2005.10.4.; 鶴原徹也「EUトルコ加盟交渉開始 欧州祝福気分なし 東方拡大消化しきれず」『読売新聞』2005.10.6.

(34) 「欧州委員会、拡大に関する新たな合意を提案 IP/06/1523 2006年11月8日 ブリュッセル」駐日欧州委員会代表部 HP<http://jpn.cec.eu.int/home/news_jp_newsobj1963.php>

(35) 斎藤義彦「独総選挙 トルコEU加盟、争点に「支持」の与党、「排除」の野党」『毎日新聞』2005.8.31.

になる。⁽³⁶⁾ EU にとってのトルコ加盟のコストは大きく、年160億～280億ユーロを要すると欧州委員会は試算している⁽³⁷⁾。一方、CEPS（欧州政策研究センター）は年間160億ユーロ、トルコ政府は約60億～100億ユーロを要すると発表している⁽³⁸⁾。

- ⑥ トルコにおける人権保護制度の遅れ、特に女性の立場が問題視されている。また、1200万人とも1500万人とも言われるクルド人への言語教育や放送を制限してきた問題に対する批判も大きい。
- ⑦ 欧州が将来に対して抱く不安が、トルコの加盟反対につながっている⁽³⁹⁾。加盟が実現すると、ドイツに次ぐ人口を有するトルコは、EU 内の意思決定でドイツと並び14%近い票を握り、欧州議会で11%の議席を占めると言われている。⁽⁴⁰⁾
- ⑧ アルメニア人虐殺問題も指摘されている。19世紀にアナトリア地域に住む25万人のアルメニア人が殺され、第一次世界大戦中の1915年に800人の指導者が処刑され、1923年までに150万人が殺されたとアルメニアは主張している⁽⁴¹⁾。トルコ側は、30万人程度の死者が出たことは認めながらも、「虐殺」については否定している。この問題に対して、フランスの国民議会（下院）が、トルコによる「アルメニア人大量虐殺」を否定する者は、1年以内の禁固刑と4万5000ユーロ以下の罰金を科せられるという法案を2006年10月12日に可決し、トルコに反発と困惑をもたらしている。⁽⁴²⁾
- ⑨ 北キプロスにおけるトルコ軍駐留問題も大きい。キプロスの分断は、1974年にギリシャとの併合を主張するギリシャ系キプロス人集団 EOKA によるクーデターを発端として、トルコ系住民の保護を大義にトルコ軍がキプロスに侵攻し、北部を占領したことに始まる。1983年11月には、北キプロス・トルコ共和国が宣言されている。2003年4月には北キプロス南北境界のニコシアの検問所（グリーンライン）を北キプロスが開放したことにより、南北住民の相互訪問が可能となっている。2004年3月には、コフィ・アナン国連事務総長がキプロス再統一に向けて、①ギリシャ系とトルコ系の対等な立場での平和共存、②南北による国家連合の形成、③大統領と副大統領ポストの分かち合い、④政策決定機関である大統領評議会メンバーの人口比に応じた配分を骨子とする調停案を提示した。2004年4月にはアナン国連事務総長の提唱したキプロス再統合の投票で、北キプロスのラルフ・デンクタシュ首相は統合案に賛成票を投じたが、ギリシャ系キプロス政府は反対し、統合案は成立しなかった。⁽⁴³⁾そのため、2004年5月1日にはギリシャ系の南キプロスのみ EU に加盟している。

too large（2005年の人口7070万人）、too poor（国民1人当たり GDP は6390USドル、EU 平均の27%）、too Islamic（99.8%がイスラム教徒）⁽⁴⁴⁾という表現に、トルコ加盟への不安が凝縮されている。

(36) 河野健一「EU はボスポラス海峡を超えるか—トルコ加盟問題の考察—」『県立長崎シーボルト大学国際情報学部紀要』No.6, 2005.12.20, p.82.

(37) 加瀬みき「トルコをめぐる欧州のジレンマ」『世界週報』Vol.83, No.3, 2005.1.25, p.15.

(38) 夏目 前掲注(31), p.11.

(39) 藤川鉄馬「トルコの欧州連合（EU）加盟はどう展開するか（中）」『New finance』Vol.35, No.10, 2005.10, pp.60-62.

(40) 「人口が変える世界 第1部国を揺るがす ④ EU 拡大に新力学 トルコ警戒、縮む中欧」『日本経済新聞』2005.2.13.

(41) 兵頭長雄「米・EU とロシアの狭間で苦悩するトルコ」『世界週報』Vol.87, No.33, 2006.9.5, p.41.

(42) 村上大介「仏のアルメニア虐殺否定禁止法案 トルコ反発と困惑 EU 加盟熱冷める一方」『産経新聞』2006.10.18.

(43) 藤原 前掲注(22), p.60.; 河野 前掲注(36), p.80.

4 トルコの EU 加盟に対する賛成理由

他方、トルコの EU 加盟については、賛成も根強い。その理由の要点をとりまとめると、以下ようになる。

- ① 1990年代初め EU15カ国のイスラム系住民は、500万人だったが、2003年には1500万人（人口の4%）となっている。トルコが加盟すると、キリスト教とイスラム教の歴史的融合が実現し、EUが「キリスト教国クラブ」ではないことを示すことになる。イスラム教原理主義派によるテロの減少にもつながる。⁽⁴⁵⁾
- ② トルコ加盟は、欧州の安全保障に資する。トルコは、近代的で穏健なイスラム国家であり、イスラム世界全体に大きな影響力を持っている。また、トルコは、ヨーロッパで最大の軍隊を持つ。安全保障面では、イスラム圏の自由化や民主化を刺激し、テロとの戦いに有効に働く。中東の民主化・安定に向けてトルコの力を借用でき、地政学的意義が大きい。トルコは、NATO加盟国、OSCE（全欧安保協力機構）加盟国であり、安全保障の確保における戦略的パートナーとして、事実上欧州との連携が強い。⁽⁴⁶⁾
- ③ トルコがEUに加盟すれば、EUとの経済関係はさらに発展する。トルコは、西欧企業の製造拠点となり、輸出基地となりうる。西欧企業は、トルコを通じて中東、中央アジア、コーカサス等に進出しよう。経済面では少子化を補充し、低コストの若年労働者と膨大な消費市場を確保できる。トルコは、輸出総額の54.7%をEUに輸出しており、また、輸入総額の46.7%をEUから輸入している（別表1参照）
- ④ すでに700万人のトルコ人がEU諸国で暮らしており、EUの一員として着実に実績を上げている。⁽⁴⁷⁾
- ⑤ トルコは、近年軍事以外の面でも戦略的重要性を増している。中東、カスピ海、ロシアで生産される石油と天然ガスを欧州に供給するエネルギー輸送の中枢としての役割を有する。この柱となるのが、アゼルバイジャンのバクー（B）からグルジアのトビリシ（T）を経て地中海に面するトルコのジェイハン港（C）に至る全長1760kmのBTCパイプラインである。⁽⁴⁸⁾

5 トルコ加盟に対する欧州各国の態度

欧州委員会による加盟支持調査で、トルコのEU加盟を支持するという回答は、EU25カ国平均では、わずか35%であり、反対は52%に達している。2004年5月にEUに加盟した中東欧では、加盟支持が48%、反対38%であったが、旧加盟国では、支持32%、反対55%であった。⁽⁴⁹⁾トルコのEU加盟に対する国別支持率をみると、ポーランド54%、ハンガリー51%、スウェーデン50%、イギリス45%、スペイン42%、イタリア33%、ドイツ21%、フランス21%、キプロ

(44) 北村歳治「拡大EUを巡る諸問題—トルコのEU加盟を巡るイスラム問題—」『経科研レポート』No.28, 2005.3, p.3; 藤川 前掲注(39), pp.57-58.

(45) 藤川 同上, pp.58-59.

(46) 藤生竹志・小谷守彦「EU拡大から1年 課題も“拡大” 「自分たちと違いすぎる」依然、根強い慎重論 トルコ加盟」『毎日新聞』2005.6.30.

(47) 藤川 前掲注(39), pp.58-60.; 村上直久「トルコ加盟交渉がようやくスタート」『Jiji Top Confidential』No.11264, 2005.10.21, p.11.

(48) 河野 前掲注(36), pp.76-77.

(49) Eurobarometer63, July 2005, p.159. < http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/eb/eb63/eb63_en.pdf >; 下田敏「欧州委調査 欧州市民の52% トルコ加盟反対」『日本経済新聞』2005.7.20.

ス16%、オーストリア10%となっている。⁽⁵⁰⁾ また、7月までにドイツの調査会社が、EU市民1万人を調査した結果では、トルコのEU加盟を「好ましくない」と答えた人が30%と、昨年より約10ポイント増加している。また、トルコ側の7月調査でも、EUへの加盟賛成が2004年の73%から2005年には63%に落ち込んでいる。⁽⁵¹⁾ オスマン・トルコにウィーンを包囲された経験を持つオーストリアでは、国内世論の80%がトルコ加盟に反対している。⁽⁵²⁾

IV その他の加盟候補国及び潜在的加盟候補国

最後にその他に加盟候補国として挙げられているクロアチア、マケドニア・旧ユーゴスラビア、潜在的加盟候補国のボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ及びセルビアのEU加盟に向けた動きを補足しておく。(各国の現状については、別表1及び別表2参照)

旧ユーゴスラビア連邦から1991年6月に独立したクロアチアは、2003年2月21日にEU加盟を申請している。しかし、旧ユーゴ国際刑事裁判所から大量虐殺の罪で起訴されたゴトビナ被告の引き渡し問題で、2005年3月に加盟交渉の開始予定を無期限延期とされた。クロアチアは、EU早期加盟の条件として不法移民対策強化を求められている。2004年7月には、難民法を新たに施行し、難民の地位に関するジュネーブ条約に則り、難民の審査手続きを明確にしている。⁽⁵³⁾ 2005年10月3日にルクセンブルクでEU加盟交渉の開始が決定され、現在交渉は継続している。

マケドニア・旧ユーゴスラビアは、2001年4月9日に加盟の前提として必要とされるEUとの安定化・連合協定(Stabilization and Association Agreement)を締結している(発効は2004年4月1日)。また、2004年3月22日にEU加盟を申請しており、2005年12月に加盟候補国に決定されている。

アルバニアは、2006年6月12日にルクセンブルクにおいてEUとの安定化・連合協定を締結している。

ボスニア・ヘルツェゴビナは、2005年11月にEUとの安定化・連合協定のための交渉を開始し、既にかかなりの部分が合意されている。

モンテネグロは、2006年5月21日、国民に直接「独立するかどうか」を聞く国民投票を実施し、その結果、独立支持が55.5%に達し、セルビアと分離して独立することを決定した。⁽⁵⁴⁾ 2006年6月3日モンテネグロ議会は独立を宣言した。モンテネグロは、安定化・連合協定のための交渉を2006年9月26日に開始している。

欧州委員会のレーン委員(EU拡大担当)は、2006年5月3日、旧ユーゴスラビア紛争時のセルビア人勢力軍司令官ムラジッチ被告が逮捕されていないことを理由に、セルビア・モンテネグロ(現在セルビア)のEU加盟の前提となる安定化・連合協定の交渉を中断すると発表している。⁽⁵⁵⁾

(50) 鶴原徹也「EU トルコ加盟交渉開始へ オーストリアが譲歩」『読売新聞』2005.10.4.

(51) 福原 前掲注(29)

(52) 鶴原徹也「トルコ加盟巡り来月 EU 外相理事会」『読売新聞』2005.9.30.; 岸 前掲注(29).

(53) 石黒稷「クロアチア初の難民申請者収容施設 EUへの道 不法移民阻止 早期加盟の条件、整備急ぐ」『読売新聞』2005.3.29

(54) 杉山正「対立乗り越え新たな一歩 モンテネグロ平和的に独立」『朝日新聞』2006.7.27

(55) 岸善樹「セルビア・モンテネグロ加盟 EUが事前交渉中断 ムラジッチ被告未逮捕理由に」『朝日新聞』2006.5.4.

EUは、これらの加盟候補国や潜在的加盟候補国を支援するため、2006年に、トルコには5億ユーロ、クロアチアには1億4000万ユーロ、マケドニア・旧ユーゴスラビアには4360万ユーロ、アルバニアには4550万ユーロ、ボスニア・ヘルツェゴビナには5100万ユーロ、モンテネグロには2300万ユーロ、セルビアには1億6700万ユーロ、コソボには5950万ユーロの加盟前の財政援助を行なっている⁽⁵⁶⁾。

おわりに

ブルガリア及びルーマニアの2007年1月1日の加盟実現により、EUは北欧からギリシャまで陸路で連結し、EU域内の物流網が拡大した。この2カ国の加盟で、EUは27カ国に拡大し、域内の人口は約3000万人増加し、総人口は4億8600万人の巨大経済圏になった。EUの境界線は黒海沿岸に達し、バルカン半島などの一部を除く欧州全域をカバーすることになった。⁽⁵⁷⁾

トルコについてみると、過去に加盟交渉を始めた国で、加盟を認められなかった国はない。東欧諸国を一度に8カ国も受け入れたのに、長く西側陣営の一員として貢献してきたトルコを除外することはおかしいという論理が、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件、2004年3月11日のスペイン列車爆発テロ事件、2005年7月7日のロンドン同時爆発テロ事件の発生とあいまって、トルコとの加盟交渉の開始を促した。⁽⁵⁸⁾加盟には賛否の議論が渦巻いているが、イスラムの大国を締め出すリスクは極めて大きい。トルコの加盟問題をテコとして、2009年加盟を目標とするクロアチアや2010年加盟を目標とするマケドニアを始めとするバルカン諸国との加盟交渉も動き出している。アルバニア、モンテネグロやボスニア・ヘルツェゴビナは加盟準備交渉の段階に至っている。欧州はどこまで拡大するのであろうか。

(やまさき たかし 社会労働調査室)

(56) Frequently asked questions on Instrument for Pre-Accession Assistance (IPA) EU HP < <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/06/410&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> >

(57) 下田敏「ルーマニア・ブルガリアが条約調印 07年、EU27カ国に」『日本経済新聞』2005.4.26.

(58) 浜矩子「拡大はどこまで？ トルコ加盟交渉で「欧州」が問われていること」『エコノミスト』Vol.83, No.64, 2005.11.22, p.41.

別表1 拡大EU新規加盟国・加盟候補国の政治的・経済的プロフィール

国名	ブルガリア	ルーマニア	トルコ	クロアチア	マケドニア・旧ユーゴスラビア
首都	ソフィア	ブカレスト	アンカラ	ザグレブ	スコピエ
人口	797万人 (2005年)	2170万人 (2004年7月推計)	7070万人 (2005年)	443万7000人 (2001年国勢調査)	202万2547人 (2002年国勢調査)
面積	11万994km ²	23万8391km ²	76万9604km ²	5万6594km ²	2万5713km ²
人口密度	1 km ² あたり107.8人	1 km ² あたり91.5人 (2002年)	1 km ² あたり92人	1 km ² あたり78人	1 km ² あたり78.7人
分布	都市人口67.8%、農村人口32.2%	都市人口53.3%、農村人口46.7% (2002年)	都市人口67%、農村人口33%		都市人口59.8%、農村人口40.2%
近隣諸国 (国境)	ギリシヤ (494km)、マケドニア (148km)、ルーマニア (608km)、セルビア・モンテネグロ (318km)、トルコ (240km)	ブルガリア (608km)、ハンガリー (443km)、モルドバ (450km)、セルビア・モンテネグロ (476km)、ウクライナ (531km)	アルメニア (268km)、アゼルバイジャン (9km)、ブルガリア (252km)、ギリシヤ (206km)、イラン (499km)、イラク (331km)、シリア (882km)	ボスニア・ヘルツェゴビナ (932km)、ハンガリー (329km)、セルビア・モンテネグロ (北部241km)、セルビア・モンテネグロ (南部25km)、スロベニア (670km)	アルバニア (151km)、セルビア (148km)、ギリシヤ (246km)
住民	ブルガリア人 (86%)、トルコ人 (9.4%)、ロマ人 (4.6%)	ルーマニア人 (89.5%)、ハンガリー人 (6.6%)、ロマ人 (2.5%)、ウクライナ人 (0.3%)、ドバイツ人 (0.3%)、ロシア人 (0.2%)、その他 (0.4%)	トルコ人多数、クルド人、サーカリアン人、ボスニア人、ロマ人、アラブ人、その他	クロアチア人 (89.6%)、セルビア人 (4.5%)、ボスニア人 (0.47%)、イタリア人 (0.44%)、ハンガリー人 (0.37%)、アルメニア人 (0.34%)、スロベニア人 (0.3%)、ロマ人 (0.21%)	マケドニア人 (64.2%)、アルバニア人 (25.2%)、トルコ人 (3.8%)、ロマ人 (2.7%)、セルビア人 (1.8%)、ボスニア人 (0.8%)、ブラック人 (0.5%)、その他 (1%) (2002年国勢調査)
言語	ブルガリア語 (公用語)、トルコ語及びその他少数民族言語	ルーマニア語 (公用語)、ハンガリー語、ドイツ語、ロマ語	トルコ語 (公用語)、クルド語、サーカリアン語、アラブ語、ボスニア語、その他の言語・方言	クロアチア語 (公用語)、セルビア語及びその他少数民族言語	マケドニア語、アルバニア語、その他
宗教	ブルガリア正教 (83%)、イスラーム教 (13%)、カトリック、プロテスタント及びその他 (4%)	ルーマニア正教 (87%)、プロテスタント (6.8%)、カトリック (5.6%)、その他 (0.4%)、大半がイスラーム教、未加入 (0.2%)	イスラーム教 (99.8%)、キリスト教、ユダヤ教及びその他 (0.2%)	ローマカトリック (87.8%)、セルビア正教 (4.4%)、イスラーム教 (1.3%)、プロテスタント (0.3%)、その他及び不明 (6.2%)	マケドニア正教 (70%)、イスラーム教 (29%)、その他 (1%) (2002年国勢調査)
平均寿命	71.4歳、男子68.5歳、女子75.3歳	平均71.12歳、男子67.63歳、女子74.82歳	平均72.08歳、男子69.68歳、女子74.61歳	平均74歳、男子70歳、女子78歳 (2001年国勢調査)	平均73歳、男子71歳、女子76歳
国民1人あたりGDP	国民1人あたり7500ユーロ (購買力基準)、2005年EU25カ国平均の32.1%	7000ユーロ (購買力基準)、2004年EU平均の31.4%	購買力基準で国民1人あたり6390USドル (4952ユーロ)、EU平均の27%	国民1人あたり6200ユーロ、購買力基準で国民1人あたりGDPは1万3000ユーロ、EU25カ国平均の48.86%	現行為替相場場で国民1人あたり約2170ユーロ (EU25カ国の0.04%)、購買力基準で国民1人あたり約5600ユーロ (EU25カ国の25%) (2004年)
経済成長率	2003年4.5%、2004年5.7%、2005年5.5%	2006年第2四半期7.8%	2000年7.4%、2001年-7.5%、2002年7.9%、2003年5.8%、2004年8.0%	2003年5.3%、2004年3.8%、2005年4.3%	2005年4.0%
インフレ率	2005年5%	2005年8.6%	2004年12%	2005年3.3%	2005年0.5%
失業率	2005年10.1%	2006年7月5.1%	2004年10%	2005年12.7%	2005年37.3% (ILO基準)
通貨	1レフ=100ストチンキ、1ユーロ=1.95583レバ (固定相場制)	1レイ=100バニ、2005年7月1日より新レイ=RONに変更、2005年10月の平均為替相場：1ユーロ=3.6503RON	2005年1月1日新リラ導入、1新リラ=100万トルコリラ (2005年4月) =0.56ユーロ	1クローナ又はHRK=100リバ、1ユーロ=7.3HRK (2006年8月)	マケドニア・デナール (MKD)、1ユーロ=61.2MKD (2005年平均)
政府予算支	2005年予算GDPの2.4%黒字	2006年第2四半期GDPの1.5%黒字	2004年GDPの7.3%赤字	GDPの3.9%赤字	2005年予算黒字：GDPの0.3% (一般政府)
経常動定収支	2005年24億ユーロ、GDPの11.3%の赤字	2006年第2四半期GDPの9.8%赤字	119億ユーロ、GDPの4.7%赤字	2006年第2四半期GDPの7.7%赤字	2005年GDPの1.4%赤字
外債	2005年GDPの70.5%	2005年GDPの15.9%	2004年GDPの75%	2005年末GDPの82.5%	2006年8月末GDPの38%
EUへの輸出	2005年輸出総額の62.2%	2003年輸出総額の74%	2004年輸出総額の54.7%	2004年輸出総額の64%	2004年輸出総額の52.3%
EUからの輸入	2005年輸入総額の57.9%	2003年輸入総額の68%	2004年輸入総額の46.7%	2004年輸入総額の70%	2004年輸入総額の64.4%

(出典) European Commission < http://ec.europa.eu/enlargement/index_en.htm > より各国の Political Profile 及び Economic Profile から作成。

別表2 拡大EU加盟候補国・潜在的加盟候補国の政治的・経済的プロフィール

国名	アルバニア	ボスニア・ヘルツェゴビナ	モンテネグロ	セルビア	コソボ(自治州)
首都	ティラナ	サラエボ	ポドゴリツァ	ベオグラード	
人口	320万人	400万人(推計)	62万145人	749万8001人	247万3000人(2004年)
面積	2万8748km ²	5万1066km ²	1万3812km ²	8万8361km ²	1万887km ²
人口密度	1km ² あたり109人	1km ² あたり71人(推計)	1km ² あたり44.9人		1km ² あたり175人
分布	都市人口44%、農村人口56%	都市人口43%、農村人口57%(推計)	都市人口60%、農村人口40%		都市人口40%、農村人口60%
近隣諸国(国境)	ギリシヤ(282km)、マケドニア・旧ユーゴスラビア(151km)、セルビア・モンテネグロ(287km)	クロアチア(932km)、セルビア(312km)、モンテネグロ(215km)	アルバニア(172km)、クロアチア(144km)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(225km)、セルビア(203km)	ブルガリア(318km)、ルーマニア(476km)、ハンガリー(151km)、クロアチア(266km)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(302km)、マケドニア・旧ユーゴスラビア(115km)、マケドニア・旧ユーゴスラビア(221km)、モンテネグロ(203km)	マケドニア・旧ユーゴスラビア、アルバニア、モンテネグロ
住民	アルバニア人(95%)、ギリシヤ人(3%)、その他(2%)、(1989年推計)(ギリシヤ人については、1%~12%という推計もあり)	ボスニア人(48%)、セルビア人(37%)、クロアチア人(14%)、その他(1%) (推計)	モンテネグロ人(43.2%)、セルビア人(32%)、ボスニア人(7.8%)、アルバニア人(5%)、イスラム人(4%)、クロアチア人(1.1%)、不明(4.3%)	セルビア人、アルバニア人、ハンガリー人、ルーマニア人、クロアチア人、ロマ人、ブルガリア人、スロバキア人、ブラック人等	アルバニア人(88%)、セルビア人(7%)、その他(5%) (ボスニア人1.9%、ロマ人1.7%、トルコ人1%、アシユカリ人、エジプト人、ゴラン人)
言語	アルバニア語、ギリシヤ語、ブラツク語、ロマニ語、スラヴ方言	ボスニア語、セルビア語、クロアチア語	モンテネグロ語、セルビア語、アルバニア語、ボスニア語、クロアチア語等	セルビア語、ハンガリー語、ボスニア語等	アルバニア語、セルビア語
宗教	イスラム教70%、アルバニア正教20%、ローマ・カトリック10%(推計)	イスラム教40%、セルビア正教31%、カトリック15%、プロテスタント4%、その他10%(推計)	正教、イスラム教、カトリック等	セルビア正教、イスラム教、カトリック、プロテスタント等	イスラム教、正教、カトリック
平均寿命	平均77.06歳、男子74.37歳、女子80.02歳(2004年推計)	平均78歳、男子74歳、女子82歳(2006年推計)	男子71歳、女子74歳	平均72.39歳、男子69.31歳、女子75.72歳(2000年)	69歳
国民1人あたりGDP	国民1人あたり1680ユーロ(2004年)(購買力基準では3983ユーロ(2003年推計)、EUカ国25平均の8%)	国民1人あたり1933ユーロ(2005年)	国民1人あたり2648ユーロ(2005年)	2506ユーロ(2005年)	国民1人あたりGDP9644ユーロ(2004年)
経済成長率	2002年3.4%、2003年6.0%、2004年6.0%(予測)	5.5%(2005年推計)	4.1%(2005年)	6.5%(2005年)	2002年1.2%、2003年3.1%、2004年3.2%、2005年3.5%(予測)
インフレ率	2003年2.4%、2004年3.4%(予測)	付加価値税導入後の2006年1月7.6%	1.8%(2005年)	17.5%(2005年)	2002年3.6%、2003年1.1%、2004年1.5%、2005年-0.5%(予測)
失業率	2004年第4四半期14.6%	2005年44.6%(公認)	18.5%(2004年)	18.5%(2004年)	2001年57.1%、2002年55%、2003年49.7%
通貨	1レク=100quindars、1ユーロ=127.7レク(2004年推計)	1兌換マルカ=100ペニツヒ、1ユーロ=1.95兌換マルカ(固定為替相場)	ユーロ	ICSD=100paras、1ユーロ=100ダイナール83.250ICSD(変動為替相場制)(2005年)	ユーロ、ダイナール
政府予算収支	2004年第4四半期=104億1300万レク、GDPの4.9%赤字	2005年GDPの0.9%赤字	GDPの2.6%赤字	2005年GDPの1.1%赤字	2002年6.2%黒字、2003年2.5%黒字、2004年3.8%赤字
経常動定収支	2004年4億9960万USドル、GDPの6.0%赤字	2005年GDPの22.5%赤字	GDPの8.6%赤字	2005年GDPの10.2%赤字	2002年11.6%赤字、2003年15.8%赤字、2004年18%赤字
外債	2003年GDPの20.2%	GDPの29%	GDPの30.6%	2005年GDPの61%	
EUへの輸出	2003年3億6800万ユーロ	2005年13億ユーロ	2004年2億2700万ユーロ	2004年15億ユーロ	2002年4610万ユーロ、2003年4120万ユーロ
EUからの輸入	2003年111万ユーロ	2005年27億ユーロ	2004年1億3900万ユーロ	2004年47億6900万ユーロ	2002年3400万ユーロ、2003年3540万ユーロ

(出典) European Commission < Enlargement < http://ec.europa.eu/enlargement/index_en.htm > より各国の Political Profile 及び Economic Profile から作成。